

# 損害評価特別事務費補助金（継続）

## 1. 趣 旨

農業共済事業は、全国的な農家の相互扶助、長期的な収支の均衡などを前提とした仕組みとなっていることから、その損害評価に当たっては公正かつ適正に実施することが必要である。他方、事業運営を円滑かつ効率的に実施する観点からは、損害評価事務の簡素・合理化を進めることが重要となっている。

このため、農業共済団体等において実測による損害評価、評価眼の統一のための実地研修等が確実に実施されるようこれらに要する経費について助成を行うこととする。

## 2. 事業内容

### ・農作物共済損害評価事務費

農作物共済における損害評価の適正化を期するため、被害耕地等の実測調査、農作物実測器具の更新、簡易実測の導入に要する経費への助成を行う。

### ・果樹共済損害評価事務費

果樹共済における損害評価の適正化を期するため、被害樹園地等の実測調査、損害評価研修モデル園地の設置及び組合等の職員に対する研修の実施、特定共済損害評価基準モデル園地の設置等に要する経費への助成を行う。

### ・畑作物共済損害評価事務費

畑作物共済における損害評価の適正化を期するため、被害耕地等の実測調査、収穫物が土中にあるばれいしょの簡易実測手法の導入に要する経費への助成を行う。

### ・園芸施設共済損害評価事務費

園芸施設共済における損害評価の適正化を期するため、損害のあった棟の実測調査、特定園芸施設についてのモデル被害施設の設置、評価技術者の養成等に要する経費への助成を行う。

## 3. 事業実施主体

農業共済組合連合会及び農業共済組合等

## 4. 補助率 10 / 10

## 5. 平成18年度概算決定額

	95,429	(114,575)	千円
農作物共済損害評価事務費	44,684	(51,107)	千円
果樹共済損害評価事務費	21,433	(25,511)	千円
畑作物共済損害評価事務費	13,492	(16,291)	千円
園芸施設共済損害評価事務費	15,820	(21,666)	千円

【経営局 保険監理官】